

号外

政審資料

1959年
2月5日発行

△特集▽

予算要求国民集会資料

一目次一

第一、明年度経済の見通しと

社会党の経済政策の基本構想 1

第二、明年度予算編成大綱と税制改革 7

第三、国民年金法案要綱 15

第四、商業調整法案要綱 17

第五、工業の適正配置の
促進に関する基本要綱 19

第六、雇用基本法要綱草案 21

第七、農業基本法要綱草案 23

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

才一、明年度経済の見通しと

社会党の経済政策の基本構想

第一、経済の見通し

わが党は昨年の通常国会、特別国会、臨時国会を通じ一貫して経済不況対策を要求してきたが、岸内閣は現状をもつて不況にあらずとして不況のシワ寄せをうけている中小企業、農林漁業、失業者、災害復旧についてなんらの措置もとらずに、大企業の保護救済対策に汲々し、一方では権力をもつて国民に対する弾圧を意図してきた。しかも明年度予算編成を前にして、今年は経済上昇にむかうと予測して、またもや不況の現状と、経済政策の失敗をいんべいしようとしている。かれらの甘い見通しが大企業の保護救済の余力を保持せんがための政治意図の下にたてられていることは明かである。

わが党は、ここに左の通り世界経済およびわが国経済の実態とその動向を分析した。この真実の上に明年度のわが党の経済政策ならびに明年度予算編成大綱を立案するとともに、岸内閣のごまかしをバクロせんとするものである。

一、世界経済

1、アメリカ ① 赤字財政下にありながら、なお、財政支出の増加をテコ入れとして昨年春いらい景気好転の兆しがみえていた。しかし過剰生産の調整はまだメドがついていないし、設備投資は明年度まで上向きりのぞみがない。従つて上昇のテンポは鈍く、景気対策はインフレ傾向を内包せざるをえない。一方大企業は経営合理化につとめているので、雇用増

加は阻害されている。岸内閣は今年春にはアメリカは景気回復すると楽観して、これをわが国の景気回復の最大の根拠としているが、今年のアメリカは回復—安定—拡大という順調な過程で上昇するのではなく、回復は鈍くかつ不安定である。日本商品の輸入制限が緩和される見通しはない。

2、西欧 ② 昨々年ごろ拡大のテンポが著しく鈍つた西欧経済は、昨年になつて停滞から低下にむかつってきた。この主要原因は過剰投資にあるので、西欧各国経済の急速な立直りは期待できない。今年は各國ともに欧州経済圏貿易の拡大と東西貿易の拡大に努力を集中せざるをえず、とくに共同市場加盟六ヶ国の相互依存は強化され、欧州大半の国々が通貨の交換性を回復してフランスはフランを一七・五%切下げて、アメリカへの依存度は低下する方向にむかつている。わが国商品の西欧への輸出増加は困難となつた。

3、後進国 ③ 後進国とりわけ東南アジア諸国は一昨年秋いらい急に輸出が減少して

国際收支は悪化する一方である。これは主要輸出品である食糧及び原料品生産が世界的に過剰となり値下りが長期化し、かつ先進諸国の買付けが減少したことによる。各國は対策として輸入制限にむかつて、かつ先進諸国との貿易が不足して開発計画の推進に支障をきたし、既存設備の稼動に差支えている。また消費財の嚴重な輸入制限のために各國ともに住民の生活

難が深刻になつてきた。

今年の後進諸国は世界経済の構造上からも、景氣循環の点からもこのままで経済危機はさらに深まらざるをえず、これに対して英米西独などの資本主義国も中ソ両国も積極的に経済援助にのりだしてきている。わが国の対後進諸国輸出は、経済援助の立ちなぐれと低くなる一方の各国購買力との二重の困難に当面するのである。

4、中ソ等社会主義体制諸国――景気循環の変動にわずらわされない中ソ両国の経済拡大は著しく、資本主義諸国との経済競争は激しくなってきた。ソ連の七ヵ年経済計画及び中国の才二次五ヵ年計画の進行中国商品の東南アジアへの進出、中ソ両国の後進諸国に対する経済援助の増加は何れもわが国経済にますます重大な影響をもつてきている。わが国経済の発展のためにには、日中国交回復と中ソとの経済交流は緊急に必要である。

5、総括――資本主義諸国は経済停滞から鈍く不安定な上昇傾向をたどろうとしているが、今年は本格的な景気上昇の見込はなく、昨年と同じく世界貿易の拡大はのぞめない。かつ資本主義諸国相互間ならびに資本主義国対社会主义対制諸国との輸出競争も後進国援助競争もますますはげしくなる。岸内閣の輸出振興が中國貿易を中絶し、かつ国内市場拡大の土台に立たずに、単に低賃金労働にもとづく安値輸出を基調としているのでは海外では市場秩序の破壊者として排撃されるばかりである。またわが国がアジアの一国であることを忘れて、アメリカの極東戦略につらなる海外援助資金の力をかりて東南アジア諸国への輸出増加をねらうことはかえつて各国の疑惑を招くばかりである。岸内

閣の輸出振興方式の下では今年の輸出増加は困難とならざるをえない。

二、日本経済

1、一昨年五月に始まつた景気後退は戦後最大の過剰投資にもとづくものであつたが、岸内閣はそれを予見できずに投資競争と思惑輸入を放任して過剰生産に拍車をかけた。岸内閣は金融引きしめと操短とをもつて供給過剰を抑制せんとしたが、全産業にわたる操短を解消する何らの見通しも未だにつかず、かつ積極的に需要をひき上げてゆく何らの具体策も持っていない。操短は慢性化しており、景気後退は一年半以上もつづいている。

2、この間は(一)戦前なみに復活した企業独占によつて独占商品価格の下落は阻止された。(二)財政投融資や財政需要が大企業の活動の下支えをつとめた。(三)大企業の労働生産性は向上したが労働強化されて、經營の労務費支払は下回つた。(四)神武景気当時の超過利潤が大きかつたので企業はこれを取り崩して損失を補てんした。このように大企業と岸内閣は協力して、景気後退の被害を中小企業者、労働者農民、市民にシワ寄せし、大企業經營の危機が破局に陥るのをくいとめた。岸内閣はこの現状と輸出は横ばいだが輸入が大幅減少して、昨年十月いらい国際收支が縮少均衡のかたちで好転した事実とを結びつけて景気上昇ののぞみが生れたと宣伝しているのである。

3、戦後の経済民主化の結果として個人消費水準は上昇したが、富めるものと貧しいものとの所得格差は拡がる一方である。また、農林漁業と中小企業にはいぜんとして生産力の低い零細企業が大部分を占めたままに放置されている。

そこで働いている労働者を主体として不完全労働者数は一千万人に近い。また生活困窮者数は一千万人をこえている。このような日本経済の根本欠陥は全く是正されていないので、これ自身が国内市場拡大の阻害となり、労働者生活水準の引上げと完全雇用をもたらす経済の安定と拡大とを実現不可能にしている。

4、岸内閣自らも今年度の設備投資は減退する予測している通り、経済上昇の基本条件となる投資需要は先細りである。個人消費需要は一部の高額所得者を除いては横ばい以上を期待できない。輸出は世界経済の動きからみても、岸内閣の政策の制約によつても安定した拡大は困難である。今年の有効需要増加のカギは財政支出の増額とその運用如何にあるが、岸内閣の公約する減税と国民年金の実施が後退して防衛関係費の増額のみが前進している明年度予算編成では、財政需要の効果は期待できない。

5、今年の経済は、短期的にみれば、生産、出荷、在庫等の経済指標について若干の波動転はあるても現在の停滞状態がいぜんとして基調となるであろう。

三、本年の岸内閣の経済政策

1、日米安保条約改定を意図している岸内閣の下では、日中貿易の再開と東南ア諸国との友好は不可能であり、再軍備費は増額となり経済の対米依存は深まる一方である。しかも岸内閣のかかげている輸出振興策とは、後進国に対しては賠償や借款供与のことく国内購買力を税金その他で吸い上げて後進国購買力に肩代りするか、先進国に対して出血輸出を強行するかであり、何れも労働者の犠牲の上にのみ実施されるものである。

そこで効率化を名目とする設備更新と労働力コストの切下げ、及び出血輸出をもつて不況切り抜けをはかつてゐるが、岸内閣はこのような大企業の不況対策に呼応して、独占法を骨抜きにして大企業の共同行為を通じて独占を促進し、かつ私鉄バス、電気ガス等の独占価格の値上げを許容し、金融面で大企業の設備投資と滞貨に対するつなぎ融資を優先しよう。

その結果、今年は雇用の増加は才三次産業部門の不完全就労に片よつて悪化し、労働者の実質賃金は労働強化によつてさらに低下しよう。

3、財政面では、防衛関係費や大企業むけ財政投融資の増額をはかるため、公約した減税や国民年金の実施は全く骨抜きとなり、かつ自民党の減税公約の犠牲となつて地方財政の財源不足はさらに拡大する。また国民皆保険、結核撲滅、すし詰校舎の解消、失業対策事業や災害復旧事業の拡張のごとき労働国民の生活を保障するための政策は全く軽視される。農林漁業政策費の比重は後退し、公共事業面では農林漁業生産増強の土台となる治山治水対策を軽視して人気とりになり易い道路建設に重点をおいている。

4、今年の岸内閣の経済政策が財政及び金融を通じて大企業の保護救済に集中し、しかも大企業に対する国家権力の擁護は、経済政策のみならず、文教労働その他諸法規の反動化の促進と相俟つて、大企業と国家権力との融合を益々強めていく。従つて、大企業と中小企業の格差や産業間の不均等は拡大し、労働者の消費水準は切下げられ、膨大な不完全就労者階層と貧困者階層は全く放置されるなど、日本経済の根本矛盾は深まらざるをえない。また健全な貿易拡大は期待できない。岸内閣が一部産業の一時的

な好転をしらえて景気回復を宣伝しようとも、勤労者は短期的な経済現象に目をうはわれることなく、明年の日本経済が岸内閣の経済政策によつてさらにゆがめられ、生産力、雇用、生産水準、海外諸国との経済交流の正常な発展が妨げられて、る状況を監視し、これを阻止すべきである。

第二、経済政策の基本構想

一、わが国経済の現状

岸内閣ならびに自民党は今年度経済政策として相變らず現在の経済不況をみとめない立場を固執し、本年度をはるかに上回る経済成長が可能であるかのように宣伝している。かれらは、自ら犯した経済政策失敗の責任と資本主義制度

そのものがもたらす根本矛盾の累積とこについて何らの反省も認識もない。一昨年五月いらいの不況の進行のうちに、岸内閣は、

(イ) 経済困難の自主的解決を怠り、アメリカよりの借款、外債等の経済援助に依存し、対米依存を深めて、軍事的にも従属せざるをえない悪条件を強めている。かつ日中貿易を中絶し、東南アジア貿易を停滞に陥らしめ、国外市場の拡大を怠つてゐる。

(ロ) 過剰生産を解決する根本策もなく、大企業の保護救済だけをはかつて、慢性操短をやむなくさせている。その結果、大企業は企業合理化をすすめて、ますます労働強化をはげしくして実質賃金を切下げ、中小企業、下請企業に対するシワ寄せを深め、企業間の格差と需給不均衡を拡大している。

(ハ) 大企業への資本集中による生産力増強を促進する一方では、中小企業や農林漁業の生産

力停滞と不完全就労状態を放置して勤労者の生活水準の向上を立ちおくらせ、かつ貧困者階層を激増せしめ、自ら国内市場を狭くしている。

二、長期経済計画との関連

わが党の今年度経済政策は、昨年春の定期大会で決定された長期経済計画にもとづき、基本方向として独立と平和の達成、民主化及び近代化社会主義社会建設の三つの方向を軌道として、経済自立、完全雇用、生活水準の向上を実現せんとするものであり、まず計画実施の障害となる現在の諸矛盾、不均衡のうち特に極端な諸条件を緊急に地ならしをはかるものとする。

三、明年度の経済政策

1、勤労者の生活水準の引上げと雇用増加を通じて国内有効需要の拡大

イ、勤労者の生活水準の向上のために国民年金制、国民階保険、結核撲滅並びに最低賃金制を同時併行して実現していく。とくに自民党的国民年金案が大きく後退して単なる救貧政策に低下したのに対し、わが党は国民年金制を中心とする社会保障制度の総合体系化をはかり、社会保障政策と経済政策との融合を促進する。

ロ、勤労者の実質所得の引上げのために、租税の公平、簡素化、減税の三大目標の下に低額所得者中心に、国税にあつては所得税、物品税、地方税にあつては事業税、固定資産税(農業)等を通じて大巾減税を行う。

ハ、雇用増加のために国土調査事業の拡大、建設投資を拡大し、その重点を低家賃公営住宅の大量建設、道路、港湾、土地改良等の公共事業を増大する。

ニ、産業経済の地域的不均衡を是正するため「工業配置法」の立法化により、全国各ブロック

クに新工業地帯を設定育成し、中小都市の軽工業振興をはかり、経済力の分散と雇用の改善に資する。

2、アメリカ片貿易のは是正と海外市場の拡大

イ、アメリカよりの外債募集は中止する。対米依存の原料及び食糧輸入を近接地域よりの輸入に転換し、アメリカの域外調達と特需依存より脱却する。

ロ、日中貿易を緊急に再開し、日本、中国、ソ連、東南アジア諸国を結ぶ多角貿易方式を含めて相互間の貿易規模の拡大をはかる。

ハ、東南ア諸国をはじめ後進諸国に対し、貿易拡大をはかるとともに、アメリカひもつきの岸構想を排除して、低利長期なる借款供与及び技術提携を促進する。

三、中小企業を主体とする完成品輸出産業に対する國の助成を積極化して、輸出体制の安全拡大をはかる。

3、経済制度の改革

A、資金計画の一元化と民間金融機関の再編成

(一) 資金計画委員会の新設

資金計画委員会を行政委員会として内閣に基づく。財政民間両資金を通じて産業長期資金の産業別融資順位、これにもとづく公社債発行の基準、中小企業及び農林漁業、零細生業に対する政策金融、金融債、地方債引受けなどの特殊金融と一般産業金融との配分調整につき、長期及び年次計画をさだめる。融資の実施については本委員会は各金融機関（保険会社を含む）の運営を監督する。

(二) 日銀の中立性堅持
日本銀行を官僚と大企業の悪用から防止するため、日銀運営の最高方針を日銀政策委員会が

決定する。現行制度を堅持する。政策委員会決定の日銀業務に対し政府は業務執行命令はできないよう日本銀行法を改正する。

(三) 民間金融機関の再編成

民間金融機関の乱立が經營コストの上昇を招いて金利引下げを妨げ、かつ巨大銀行が大企業系列と密着して私的独占を促進している現状を是正するため、民間金融機関を長期短期別の各専門機関に再編成する。長期金融機関は長期信用銀行、興業銀行、不動産銀行、信託銀行、保険会社とし、短期金融機関は普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合とする。短期金融機関の長期融資は中小企業むけの少額融資を除いて、すべて国の資金計画委員会の方針に従うものとする。

(四) 政策金融の推進

零細企業を主体とした中小企業、農林漁業、労働金庫活動に対する金融については、国はこれの保護助成のために財政資金の投融資金に利子補給、損失補償、債務保証等の援助を強化する。

B、大企業に対する国特恵制度の廃止

(一) 稟税特別措置法を改廃して過度の減免税を廃止する。

(二) 個人および法人の超過利得に対して累進課税する。

(三) 大企業の資産再評価を推進する。

C、鉱工業生産の計画化
とくに重要産業（電力、石炭、原子力を中心とするエネルギー産業、鉄鋼、化学肥料、セメント、主要陸海輸送、航空、および石油化学等の重要な新規産業）については党的社会化計画を進めつつ國の監督を強化し經營の民主化を促進

する。

(一) 重要産業に対し、国の立入調査権を強化する。

(二) 新規の長期投資、設備変更、価格、料金利益の分配等については国の許可をうける。

(三) 各産業に対する生産体制の確立をはかり流通機構を整備する。

D、総合エネルギー政策の確立

電力、石炭、石油、天然ガスなどエネルギー産業各相互間の需給調整、価格、料金の適正化をはかる。

とくに原子力については社会化を徹底し原子力技術の国産化を推進する。

E、農林漁業の協同化、近代化の推進

(一) 国土総合開発計画による土地利用の高度化と農用地の拡大を行い大規模開墾、土地改良漁場の造成により生産基盤の確立を図る。

(二) 農林水産物に対する価格支持制度の確立農産物輸入を制限して消費拡大、国内自給度の向上をはかる。

(三) 農林小産業の経営近代化のための技術指導の強化、生産手段並びに設備に対する融資強化、協同推進のための国指導援助を行う。

F、中小企業の協同化、近代化の促進

(一) 適正な産業配置を実現するため、大企業と中小企業との分業体制を規制し、中小企業の産業分野を確保する。

(二) 財政、金融を通じる積極的な補助、助成により、設備の更新、共同施設の設置を促進しまた技術指導、経営相談を活発にして、企業の近代化と自主的協同化をはかる。

(三) とくに勤労性事業については、税制上、金融上の特別措置を行い、社会保険制度の完備

とあいまつて、その自主的協同化を促進する。

四、明年度の六大法案

わが党の明年度経済政策は上述の基本政策にもとづいて、明年度予算編成大綱及び左の六大法案を策定しこれを中心として政策活動を展開する。

(1) 払用基本法

国の経済政策がつねに明確な雇用計画とともになすべきことを義務ずけるとともに、労働力の計画的配置、不完全就労の解消等の措置をおこない、あわせて雇用効果のたかい産業の育成、身体障害者の雇用促進等につき雇用政策の基本方向を規定する。

(2) 農業基本法

わが国農業の発展方向ならびに農村過剰人口の解決方向を明示して国の政策の基本方針とする。その内容は未墾地の開墾、土地改良等の国土開発による新農家造成と生産増加の方向。外國食糧依存体制の打破と農産物価格支持政策による国内食糧自給実現方向。農家経営の協同化を土台として農業近代化を推進し生産性向上と生産コスト低下の方向を明かにする。

(3) 国民年金法

全国民へ年金を適用するという建前で、長期的所得喪失に対する保障を行わんとするものである。

被用者年金と一般年金の二本立とし、老令、遺族、障害給付を内容とする。いずれも最低生活を保障する金額であつて、過渡的補充的なものとして無拠出制度を採用する。

国民年金は国費の大巾注入によつて推進される。

(4) 最低賃金法案

中小企業、零細企業、労働者の低賃金を固定

化する業者間協定方式の政府最低賃金法案に反対し、全国、全産業の一八才以上労働者に最低賃金（経過的二年間六、〇〇〇八〇〇円）を保障する。

(5) 商業調整法

流通機構を整備し、とくに一般小売商業の保護をはかることを目的とする。その主な内容は、メーカー・卸業者の小売事業を禁止する。小売

市場の設立は許可制にする。購買会の員外利用を規制する生協には二割の員外利用をみとめるの諸点である。

(6) 工業配置法

国土の総合的な利用ならびに開発をはかるため工業の適正配置を促進し、あわせて雇用の拡大と地域的な経済力の均衡の是正をはかる。

第二章 明年度予算編成大綱と税制改革

第一、予算編成大綱

一、わが党の明年度予算編成方針

1、予算編成の最重点を左の四点において、雇用増加と国内有効需要及び輸出の増加をはかる。社会保険関係費は国民年金制の実施を中心として総合体系化して大幅増額し、かつ国民の租税負担の不均衡を是正して、勤労者の生活水準を引上げる。

2、農林漁業と中小企業の近代化を促進し、中小企業輸出産業を振興する。

3、アジア・アラブ諸国との経済提携を促進するため資金技術援助を強化する。

4、民間金融と財政投融資とを一元的計画にまとめて配分する。

5、一般会計予算規模は租税自然增收の過大見積りをさけ、本年度規模（一兆三二二億円）より五六〇億円程度増強するものと想定する。

6、國税、地方税を通じて、大法人および高額所得者に対する過度の減免措置の改廃と超過所得に対する累進課税率の引上げを行い、低額所

得者および中小法人に対して減税するよう税制改正する。税制上は国税地方税ともに減税となる。

7、才出予算の編成は、社会保障関係費、公共事業費、公営住宅建設と農林漁業および中小企業関係出資、災害対策費、文教関係費の増額に最重点をおく、防衛関係費その他不要費を大巾削減する。

8、財政投融資計画規模は資金運用部資金の増額と民間資金の大巾吸収によつて極力拡大し、農林漁業及び中小企業の近代化、産業関連施設及び住宅建設関係の資金増額を重点をおく、本年十月より開始する拠出制国民年金の積立金の一部を資金運用部に預託して財政投融資計画の原資に充てる。

9、地方財政の財源不足を補てんするため、地方交付税の交付率を百分の三〇に引上げる。

二、税制改革（次頁別項）

三、歳出予算の編成

一、社会保障関係

(1) 医療保障

昭和三一五年までに国民皆保険を実施し併せて医療内容を向上するため（イ）健康保険制度を五人未満事業所に適用（ロ）国民健康保険に未適用者一千万人を新規加入（ハ）双方の療養給付率の引上げ（ニ）国民健康保険事務費単価の引上げ（ホ）日雇健康保険の適用範囲を山林及び漁業労働者等に拡げ給付を改善する（二）無医村解消、をはかる。

（2）結核対策
結核対策を強力に推進し、五カ年計画をもつて社会病としての結核禍を根絶する。このため、予防治療、後保護に至る一貫した対策を確立しとくに治療費は全額国庫負担を以て強力に推進する。

（3）国民年金対策

全国民を対象とし拠出制、無拠出制度を内容とする国民年金制度を実施すべきである。

（一）無拠出制年金として

イ、六十才以上の老令者に一二、〇〇〇円、六十五才以上の老令者に二四、〇〇〇円の養老年金を支給する。

ロ、二十才未満の子女を育する母子世帯に対して年額三六、〇〇〇円の母子年金を支給する。

児童加算として一人につき七、二〇〇円を支給する。

ハ、身体障害者に対し、一級四八、〇〇〇円、二級三六、〇〇〇円、三級二四、〇〇〇円の身体障害者年金を支給する。扶養加算として一人につき七、二〇〇円を支給する。

（二）拠出制年金として
イ、拠出困難な者、あるいは不能な者に対する年金税については減免措置を講ずる。

ロ、国民年金に要する事務費は全額国庫負担と

する。

（4）国民福祉対策

生活保護基準を引上げかつ対象人員を増加し、かつ児童保育と婦人保護の経費を増額する。

（5）失業対策

イ、失業対策事業

明年度は雇用の伸びの減退と失業者の増加が必至となるにかんがみて、失業対策事業における一日平均吸收延人員を三五万人に増加し、かつ生活最低保障の見地にたち日給ベースの増額と稼動日数月平均二十五日分、期末手当二十五日分の支給を確保する。指定地域における国庫補助率を引上げる。

ロ、失業保険

失業保険金の給付期間を暫定的に三カ月間延長し、その経費の国庫負担率は二分の一とする。

二、低家賃公営住宅建設

明年度は公営住宅の建設を低家賃住宅を主体として最低一五万戸建設し、政府関係建設戸数についての大量増加をはかる。

三、文教関係

（1）父兄負担の軽減

義務教育に対する父兄負担の軽減をはかるため教材費の全額国庫負担、準要保護児童生徒七三万人に対する教科書と学校給食の全額国庫負担および給食施設の拡充、学校内における児童災害に対する国家補償を行う。

（2）詰め込み学級、校舎不足の解消

義務教育水準の向上をはかるため、教職員の大幅増員と校舎の増改築に対する補助率の引上げを行いかつ長低延五〇万坪の建設を実施する。

(3) 教育の機会均等の実現

選学生に対する貸与金の単価引上げと人員増加夜間定時制高校に対する国の負担率の引上げ（最高四割まで）へき地教育振興のために適正なるへき地基準の制定、特殊教育の充実、私学に対する補助金の増額を行う。

(4) 理工科系基礎教育の充実

科学技術振興の基礎として、義務教育及び高等学校における理工科系教育の充実をはかる。

(5) 社会教育

国庫の助成により公民館を充実せしめ映画、音楽、テレビ等の設備を施すとともに、巡回文庫移動図書館の機動化をはかる。また青少年の家、婦人の家の増設を行う。

四 労 働 対 策

(1) 日雇失業保険の給付内容の改善

給付金二百円の受給資格日額二八〇円を二二〇円に引下げかつ待期々間を一日短縮し、山林及び漁業労働者に対しても新規適用する。

(2) 駐留軍關係離職者対策費の確保

激増する離職者のために、離職者による企業組合に対する必要資金の融資、全額国庫負担による特別職業補導、離職にともなう移転費の支給直用及び特需を主体とする企業の労働者に対して給付金の適用範囲の拡大、現行給付率の不合理是正、都道府県に対する離職対策補助金の増額を行う。

(3) 中小企業最低退職金保障制度の創設

昭和三十五年度より、中小規模の工業（従業員三十人以下）および商業（従業員十人以下）の全事業所に対して本制度を実施し、国はこれに二割国庫負担するために、明年度は中小企業

事業所および給与についての調査を行ふ。

(4) 最低賃金法と家内労働法の実施と港湾運送事業法一部改正とともに、まず審議会設置と調査に必要な経費を計上する。

五 部 落 対 策

不良住宅等の環境改善、職業補導、福祉施設の拡充、同和教育費の増額につき、関連才出項目全般にわたつて特別枠を確保する。

六 人 権 擁 护 対 策

イ、人権擁護局を總理府直属の機関に改組しあつ機構を拡充する。

ロ、留軍關係被害者に対して完全補償する。

ハ、低額所得者に対して訴訟費用を扶助する。

七 科 学 技 術 振 興

(1) 科学技術研究費の増額

國立公私立学校における理工科系学部の拡充と研究費の増額とくに電子工学関係費の増額、各省庁ならびに学校以外団体の科学技術研究試験に対する助成に対し、大幅増額をはかる。

(2) 総合科学研究所の新設

(3) 原子力平和利用

日本原子力研究所と原子燃料公社の予算を前年度に比べて倍額程度に増額する。

八、地方交付税交付金

地方財政の不均衡是正と減税による財源不足を補てんするため、交付率を二・五%引上げて三〇%を交付する。

九、國土建設費ならびに災害復旧対策

建設省、農林省の国土建設関係事業を統合して国土省を新設し、道路建設、治山治水等の國土建設事業を総合的に行う。そのため三十四年度は五ヵ年計画にもとづく国土調査を初年度五十億円の予算をもつて行う。国有林事業の行う造林事業その他の事業も総合的国土建設の一環として行い、そのため事業監督の徹底等によつて経費の効率的使用をはかる。

災害対策事業については単に原型復旧にとどめるだけでなく、改良復旧を行い、災害防止に役立つ事業費を計上すべきである。

一〇 農林漁業関係

(1) 生産費および所得を補償する生産者価格の確保

米の生産者価格は生産費および所得を補償する価格をさだめ、一般会計は食管特別会計負担分を負担すべきである。生産者麦価は具体的な畑作振興対策と相俟つて決定する。これなくして一方的に麦価の引下げを行うべきでない。原糖輸入を食管会計で管理しその差益を食管会計に入れ、国内産 菜糖および精製ブドウ糖工業の育成にあてる。

(2) 農業及び漁業サービスセンターの設置

未墾地開墾、土地改良、草地改良、畑作振興を促進して農業生産力を高め、あわせて経営の機械化協同化に資するため、農業サービスセンターを全国に設置する。また、協同の施設、機械、資材に対しては、国がその一部を助成する漁業の經營および技術の改善と、生活の生活の向上に資するため、漁業の改良普及センターを全国に設置する。

(3) 農林漁業関係融資の原資増大と資金コストの引下げ

農林漁業金融公庫（とくにそのうちの自作農推持創設資金）及び開拓者資金融通特別会計に対し、財政資金の出資及び融資を増額し、とくに開拓者への政府融資金の貸付残額を長期低利資金に借替える措置を講ずる。農漁協系統資金に対しても財政資金により利子補給する。

(4) 酪農

酪農振興のため、牛乳消費拡大のための助成（学校給食費、集団飲用のための施設補助）を増加する。

(5) 蚕糸

桑園の改良と作付転換のための助成を行う。

(6) 農地補償費計上に反対

いかなる名目をもつてするも、農地補償をするための予算は計上しない。

(7) 農業共済制度

農業共済制度の運用を合理化し、農民負担の軽減と職員の身分安定をはかるため、将来は農業共済制度の国営化を目標とし、当面、農家賦課金を全額国庫補助とする。

(8) 土地改良

不良土地改良区の再建整備と、完成地区的施設維持を適正に行うため、特別の措置を講じ、そのための予算及び金融の措置を講ずる。

(9) 沿岸漁業関係

漁業經營を安定させ、あわせて漁村失業対策にも資するため、全額国庫負担による水産増殖事業を大規模に行い、かつ漁港整備計画にもとづく修築事業の早期完成をはかる。

一 中小企業関係

(1) 設備の近代化促進

累増する老 設備を一掃し、中小企業の近代化をはかるため、国庫補助の大巾増額を行う。

(2) 共同施設補助

協同化を促進するため、生産加工・保管運送・検査等の共同施設に対し、積極的な補助を行うとともに、とくに事業協同小組合のための共同施設の拡充をはかる。

(3) 輸出の振興

海外市場の調査、斡旋ならびに製品の品質改善輸出体制の整備等のため積極的な助成を行い、市場の拡大をはかる。

(4) 財政投融資の増大

国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金に対する財政投融資を大巾に増額し、貸出総額の拡大、金利の引下げをはかり、かつ信用補完機構の拡充をはかる。

一二、貿易関係

(1) 中小企業貿易の振興

中小企業貿易の拡大をはかるため、振興費の大巾増額をはかる（中小企業の項参照）

(2) 経済協力の推進

海外技術者の受入れ、在外技術協力機構の整備拡充等のA・A諸国を中心とする未開発国に対する協力（和米対策費）と資本援助を促進する。

一三、公務員給与の引上げ

公務員の給与は民間給与水準に比較して初任給が低く、かつ給与の中だみを生じているのみならず、昇給昇格の原資は確保されていない。更にさいきんは政府自ら消費者物価の値上をは

かつていている。この実状にかんがみて、給与ペー

スの引上げ、中だるみ是正のための臨時昇給、定員外に放置されている常勤労務者等の定員内へのくり入れによる給与改善、通勤費の支給、

期末手当の増額、寒冷地手当、薪炭手当の増額等を実施する。

一四、防衛関係費

(1) 防衛支出金

本項目を廃止し、必要経費は予備費より支出する。

(2) 防衛庁費

大巾に削減し、これによつて生ずる余剰財源をもつて国土建設事業費等の増額に充て、雇用増加をはかる。

(3) 調達庁費その他

防衛支出金に関連している調達庁経費等の項目を廃止し、必要経費は予備費より支出する。

一五、反動的諸行政費等の削減

憲法調査会費、国防会議費、国防調査依託費、日本生産性本部補助金、公安調査庁費、集団不法行為取締費、義務教育学校長の管理職手当の如き、民主主義に逆行する國の歳出は全額削減する。

一六、旧軍人恩給費

受給者の余命率を考慮して交付公債を発行し、国民年金の実施テンボ、國の財政負担力との見合いで、年賦償還するものとする。この際、本公債を有する世帯の年間所得が二四万円（月収二万円）または本年の年間所得が一二万円（月収一万元）に達しないものについては額面金額

一ヵ年分の七割を、一八万円（月収一万五〇〇円）に達しないものについては全額を本人の希望に応じて政府は現金化に応ずる。

傷病恩給については、政府はただちに現金化に応ずるものとし、右の所得制限を受けない。

本公債を有する世帯の年間所得が二四万円をこえる場合でも、生業資金、医療資金に限り本公債を担保として、国民金融公庫は一定の貸し出しをることができる。右の措置によつて、恩給費の国庫負担はさしあたり大巾に軽減する。

四、財政投融資計画

1、原 資

イ、郵便貯金及び簡保年金については、わが党政策による減税、給付改善、実質所得の増減にもとづいて本年度より増額する。

ロ、明年十月より実施の拠出制国民年金の積立金の一部を資金運用部に預託して財政投融資計画の原資に充てる。

ハ、国の機関として資金計画委員会を創設し、

これの決定する資金計画にもとづいて民間長期資金の配分基準を定め、かつ民間金融機関資金よりの公募債及び借入金額を増額する。

2、資金配分

イ、農林漁業及び中小企業の近代化資金

ロ、国土総合開発計画にもとづき産業関連施設及び住宅大量建設に対する投融資

ハ、アジア・アラブ諸国に対する長期資金融資

ニ、地方債引受け

右に最重点をおく。

一、大巾減税、租税の公平、簡素化の三目標を断行する。

二、所得税は、三四万円までを無税とし個人事業者にあつては、年三一万円までを無税とする。

三、低額所得者の負担軽減に重点をおき小規模事業者、労働者、農業者などの大巾な減税を行う。

四、租税特別措置を大巾に整理する。

五、減税による地方税の減収については、交付税率の引上など見返り措置とする。

六、以上を通じ減税分は約一二〇〇億とする。

二、要 約

◎ 国 稅

一、所得税の改正

A 年収三四万円（月収二・八万円）までの低額所得税を免税とし事業者にあつては年三〇万円まで無税とする。（注、現行年収二七万円まで無税）

これがため

（1）基礎控除を十万円とする。

（2）扶養控除については

一人目 七万円（〃五万円）△一八〇
二三人目 三万円（〃二・五万円）
四人目以上 二万円（〃一・五万円）

（3）寡婦控除

不具者控除 を七千円とする（現五
勤労学生控除 千円） △一〇

老年者控除

（4）勤労所得控除については

四〇万円まで 二五%（現 二〇%）△一六〇
四〇万円以上 一〇%（〃 一〇%）

第一、税制改革要綱

一、基本方針

(5) 小規模事業所得者についても△八〇
一〇〇万円までの所得者については、三〇万

円までの所得について二〇%の特別勤労所得
控除をみとめる。

(6) 青色申告者

専従者控除を一〇万円（現八万円）△一〇

B、税率を改正して累進課税方式とする。

現	改	現	改
～5	10	～5	10
5	～10	20	～20
20	50	50	100
25	50	50	100
30	50	100	140
		150	200
		250	300
		400	450
		500	550
		600	650
		700	750
		800	900
		900	1,000
		1,000	1,100
		1,100	1,200
		1,200	1,300
		1,300	1,400
		1,400	1,500
		1,500	1,600
		1,600	1,700
		1,700	1,800
		1,800	1,900
		1,900	2,000
		2,000	2,100
		2,100	2,200
		2,200	2,300
		2,300	2,400
		2,400	2,500
		2,500	2,600
		2,600	2,700
		2,700	2,800
		2,800	2,900
		2,900	3,000
		3,000	3,100
		3,100	3,200
		3,200	3,300
		3,300	3,400
		3,400	3,500
		3,500	3,600
		3,600	3,700
		3,700	3,800
		3,800	3,900
		3,900	4,000
		4,000	4,100
		4,100	4,200
		4,200	4,300
		4,300	4,400
		4,400	4,500
		4,500	4,600
		4,600	4,700
		4,700	4,800
		4,800	4,900
		4,900	5,000
		5,000	5,100
		5,100	5,200
		5,200	5,300
		5,300	5,400
		5,400	5,500
		5,500	5,600
		5,600	5,700
		5,700	5,800
		5,800	5,900
		5,900	6,000
		6,000	6,100
		6,100	6,200
		6,200	6,300
		6,300	6,400
		6,400	6,500
		6,500	6,600
		6,600	6,700
		6,700	6,800
		6,800	6,900
		6,900	7,000
		7,000	7,100
		7,100	7,200
		7,200	7,300
		7,300	7,400
		7,400	7,500
		7,500	7,600
		7,600	7,700
		7,700	7,800
		7,800	7,900
		7,900	8,000
		8,000	8,100
		8,100	8,200
		8,200	8,300
		8,300	8,400
		8,400	8,500
		8,500	8,600
		8,600	8,700
		8,700	8,800
		8,800	8,900
		8,900	9,000
		9,000	9,100
		9,100	9,200
		9,200	9,300
		9,300	9,400
		9,400	9,500
		9,500	9,600
		9,600	9,700
		9,700	9,800
		9,800	9,900
		9,900	10,000

三、租税特別措置法を大幅に整理して租税の公平と簡素化をはかる

A、廃止すべきもの

四二五・五

利子所得の非課税および税率の軽減

八〇

配当所得に対する源泉徴収税率の軽減

四〇

貯蓄控除

六三

価格変動準備金

五〇

貸倒準備金

七〇

異常危険準備金

一〇

渴水準備金

五

外貨取扱に係る社債等の利子課税の特例

二

外国人課税の特例

一・五

航空機用ガソリン課税の免税

四

〃 通行税の免税

一三

重要機械類の輸入関税の免税

三五

輸出損失準備金

一

海外支店用設備の特別償却

一

特別修繕引当金

三

違約損失補償準備金

二

重要物産所得の免税

一〇

重要外国技術使用料課税の特例

二二五

輸出所得の特別控除

一二五の中一〇

退職給与引当金

四〇の中三〇

探鉱用機械設備等及び鉱業用坑道等の特別償却

一五の中七

中小法人の税率を三〇%に引き下げる。
△六〇

右により最高一五〇万円までを免税とする。
D、所得の五%までは社会保険料とみなす選択
控除制度を復活する。

E、配当所得の税額控除を廃止する。十三〇

二、法人税

中小法人の税率を三〇%に引き下げる。

△六〇
交際費課税の特例
試験研究用機械設備等の特別償却

六五の中三〇
七〇の外七〇

新技术企業化用機械設備等の特別償却
新技術企業化用機械設備等の特別償却

二の中一

一四の中七

年	五〇万円以下	普通法人 現	改
年	二〇〇万円以下	三三%	三三%
年	四〇〇万以上	三八%	三八%

四、物品税 △一五〇（初年度）十月よりこれを廃止する。特殊の物品については別の角度より検討する。

五、ガソリン税

六、サトウ消費税

以上はいずれも増税をしない。

七、酒税 雑種、ビールについて一五%引きさげ、小売価格を減税分以上引き下げる。増減なし。

八、入場税 軽減する内容は更に検討する。ただし、その時は入場率を下げる。△三〇

九、とん税 減税し、特別とん税を増税して地方財源とする。

十、富裕税を新設する。

十一、企業課税、耐用年数の現状について更に検討を加える。

十二、税の執行について改正を行う。

（1）大口滞納の徵税を強化する。

（2）苦情処理、協議団等の機構と運用を充実する。

（3）国税局毎に各界代表からなる税務協議会を設置し徵税の民主化をはかる。

十三、内閣に恒久的な各界代表からなる税制審議会を設置する。

◎ 地 方 税

一、住民税

1、所得税の減税に伴う減収を住民税率の引上げで補てんすることは適当でない。

2、所得割の決定は、當年度の所得を基準とする。（三五年度より実施）

二、事業税の軽減

イ、個人事業税

△六五億円

基礎控除を二〇万円（現行一二万円）にする。

口、法人事業税

△四〇億円

（1）特別法人の標準税率を百分の六（現行百分の八）とする。

（2）その他の法人

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の六（現行百分の八）

所得のうち年五十万円を超える年百万円以下の金額百分の八（現行百分の十）

所得のうち年百万円を超える年一百万円以下の金額百分の十（現行百分の十二）

所得のうち年二百万円を超える金額百分の十二（現行百分の十）

三、遊興飲食税 △三一億円

イ、飲食店、喫茶店等における免税点を現行一人一回の料金が三百円以下とあるのを「五百円以下」に引上げる。

ロ、旅館における免税点現行八百円以下とあるを「一、〇〇〇円以下」に引上げる。

四、娯楽施設利用税

ゴルフ場等の利用税を四〇〇円に引上げる。（現行二〇〇円）

五、固定資産税

1、課税価格の評価を公正にするため、評価の査定が三年毎に行われるのを必要に応じ短縮する。

2、田畠に対する課税標準は、価格の三分の一の金額とす。△七〇億円

3、ゴルフ場の芝、休閑地等に対しても、特に課税価格の引上げを行う。

4、免稅点を土地二万円、家屋三万円に引上げる（現行共に一万円）。△七億円

5、制限税率を百分の二に引下げる（現行百分の二・五）。△七億五千万円

6、林地の立木に対しては、一定の標準を設け

て課税することを検討する。

7、市町村の固定資産評価委員会を民主化、強化する。

六、電気ガス税

1、税率を百分の七に引下げ（現行百分の一〇）（△九〇億円）非課税範囲を制限し、オ一項各号に列挙するものに対しては、税率百分の二の電気ガス税を課す（三〇億円）△六〇億円。

ロ、市町村長の指定する街灯に使用する電気については、電気税を課さないものとする（同時に街灯に対する電気料金の引下げを行う）△二億円

七、消防施設税（目的税）の創設

イ、道府県は市町村における消防の費用に充てる財源を交付するため消防施設税を設ける。

ロ、納税義務者は民営損害保険会社とし、その

八、自動車税 △八億円
トラックおよび三輪小型自動車の自家用をそれぞれ一千円引下げる。

九、法定外普通税の整理を行う。

一〇、とん税廢止に伴い特別とん税をとん当たり一八円とする（現行一〇円） 六億円

一一、交付税率を二・五%引上げる（現行二七・五%） 一四〇億円

才三、国民年金法案要綱 (一九五七・一二一・一二四)

1、国民年金制度は現行公約年金制度を含む全

国民を対象とし、その給付額は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとする。

2、社会保障省を新設し、年金及び医療等の行政を強化する。

3、国民年金制度は、拠出年金と過渡的、補完的な無拠出年金の二本建とする。

4、拠出年金制度は、一般国民を対象とする一

般国民年金と被用者を対象とする労働者年金

とし給付はいずれも、老令、障害、遺族年金とする。

道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三とする。

八、徴収方法は申告納付の方法によるものとする。

九、農業共済、火災共済等の共災事業は除外する。

ホ、道府県が市町村に配分交付する方法は市町村の人口、家屋床面積等を基準として別に命令に定める。

一〇、とん税廢止に伴い特別とん税をとん当たり一八円とする（現行一〇円） 八億円

一一、交付税率を二・五%引上げる（現行二七・五%） 一四〇億円

無拠出年金制度は、養老年金、身体障害者年金、母子年金とする。

一二、拠出年金制度の適用対象者で拠出困難な者或いは不可能な者に対しては、その程度に応じて減免措置を講じ、国がその額を負担する。

一三、各年金との間は完全通算する、又炭坑労働者、船員、機関士等の年金給付は特別措置を講ずる。

一四、拠出年金制度（普通年金）

（1）国民年金法施行時五十四才以下の全国民に強制適用する。

(2) 拠出期間一二十才より五十四才までの三十五年間

(3) 施行時二十一才以上で三十五年の拠出期間に満たないものには拠出期間、拠出額に応じて、決定された額を支給する。

(4) 拠出困難或いは不可能な期間は年金税を減免する。この場合も支給をうける年金額は変らない。

(5) 年金額及年金税は物価変動の割合に従つてスライドする。老令年金の支給に関して繰上げ減額年金、繰下げ増額年金の制度を設ける。

（一）一般国民年金

イ、労働者年金の適用者を除く全国民に適用する。即ち農林漁業商工業自由業等の自営業者、無職者、被扶養者（労働者の被扶養者を含む）等が適用をうける。

ロ、老令年金額は六十才より年額八万四千円（月額七千円）

障害年金額は、一級八万四千円、二級六万三千円、三級四万二千円

遺族年金額は、四万二千円に一人につき一万四千円を加算した額

ハ、年金税は均等割五、所得割三、資産割二の割合で決定する。平均して月約百六十五円である。

（二）労働者年金

イ、全ての雇用労働者（五人未満事業所日雇労働者等を含む）に対して強制適用する。

ロ、老令年金額は六十才より、年額八万四千円に標準報酬比例部分を加えた額であり、平均十四万七千円である。

障害年金額は一級は老令年金と同額、二級は一級の $\frac{5}{10}$ 、三級は一級の $\frac{50}{100}$ 、

遺族年金額は四万二千円に平均報酬月額の $\frac{210}{100}$ を加えた額、扶養加算として一人につき一万四千円を加える。

ハ、年金税は、使用主が五割以上負担し労働者負担分は平均月約二百円

ニ、国庫負担は二割（一般国民年金の全額で換算すると約三割五分となり、将来ベースアップにより一般国民と同じ水準となる）

8、無拠出年金制度（特別年金）

（1）法施行時五十五才以上の人で一定以下の収入の人へ無拠出で支給する。

（2）生活保護費と併給する。

（3）養老年金

年収十八万円未満の世帯の老人に対し、六十才より年一万二千円（月千円）

六十五才より年二万四千円（月二千円）を支給する。

年収三十六万円未満の世帯の老人は右の半額

（4）母子年金

年収十二万円未満の母子世帯に対し、すべての子供が二十才を越える迄、三万六千円

（月三千円）

児童加算として一人につき七千二百円（月六百円）加算

年収十八万円未満の世帯は、右の半額

（5）身体障害者年金

世帯年収十二万円未満の十五才から十九才までの者、及び五十五才以上である身体障害者に対する

一級 四万八千円（月四千円）

二級 三万六千円（月三千円）

三級 二万四千円（月二千円）

児童加算として一人七千二百円（月六百円）

世帯年収十八万円未満の世帯に対して右の半額

才四、商業調整法案要綱（一九五八・一一・一一）

一、目的

この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

二、商品及び地域の指定

主務大臣は、商品の流通過程において製造業者又は卸売業者と小売業との業務分野を調整することにより適正な流通秩序を維持する必要があると認めるときは、中央商業調整審議会の意見をきいて、当該商品を地域とともに省令で指定する。

三、届出

指定された地域（以下「指定地域」という）内において当該指定された商品（以下「指定商品」という。）の卸売業又は小売業を当該指定

があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも同様とする。

四、既存兼業者の事業拡張の禁止

現に当該指定地域内で当該指定商品の小売業を兼ね営んでいる当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存兼業者」という。）は、指定があつた後は、指定地域内で指定商店の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

五、既存兼業者に対する命令

八、排除措置

都道府県知事は、指定商品につき、小売業者が既存兼業者の当該小売業に係る事業活動により影響を受けその利益を著しく害されていると認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該既存兼業者に対し、その影響を排除するための適切な措置をとるべきことを命ずることができ

六、

製造業者等による小売業の新規開業の制限

指定があつた後は、当該指定地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。この場合都道府県知事は、地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

七、脱法的行為の禁止

指定商品の製造業者又は卸売業者は、指定があつた後において当該指定地域内においては、資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくはその設備の増設をさせ、又は指定商品の小売業を営む者と資本的若しくは人的に連携すること等により、実質的に才四項の規定、才五項の規定による命令又は才六項の規定に違反する行為をしてはならない。

都道府県知事は、製造業者又は卸売業者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、

主務大臣の承認を受けて、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ。る。

九、小売市場規制地区の指定

通商産業大臣は、小売市場（一の建物の全部又は一部であつて、十以上の小売業者（百貨店業者を除く。）の営業の用に供されるものをい。以下同じ。）が濫立して小売業者の事業活動に悪影響を与えており又は与えるおそれがあると認められる地区を、小売市場規制地区として省令で指定する。

十、小売市場の新設等の許可

小売市場規制地区において、小売市場とする目的をもつて建物を新設し、若しくは小売市場の床面積を増加し、又は建物の用途を変更してこれを小売市場としようとする者は、政令で定めることにより、通商産業大臣又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければならぬ。

十一、許可の基準

通商産業大臣又は都道府県知事は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る小売市場の増設が周辺の消費購入力に比し著しく均衡を失し、又は小売業者の過当競争を誘発するおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。この場合通商産業大臣又は都道府県知事は、中央商業調整審議会又は地方商業調整審

審議会の意見を聞かなければならない。

十二、購買会事業の制限

都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給し（物品を加工し、又は修理することを含む。）、又はその生活に必要な施設を利用させることを含む。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員と一緒に一世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて小売業者の事業活動に影響を及ぼしその利益を著しく害していると認めるときは、省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

十三、商業調整審議会

この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会、都道府県及び指定都市に地方商業調整審議会を置く。

2、中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以内で組織する。
一 小売業者 五人
二 製造業者 二人
三 卸売業者 二人
四 消費者 二人
五 労働者 二人
六 学識経験のある者 二人
十四、罰則
1、オ四項若しくはオ六項の規定又はオ五項若しくはオ八項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2、オ十項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

3、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、オ一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對してオ一項又は前項の刑を科する。

4、次の各号の一に該当する者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

1、オ三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

2、オ十三項の規定による禁止に違反した者

附 則

1、この法則は、公布の日から施行する。

才五 工業の適正配置の促進に関する基本要綱（案）（一九五八・九・二）

一（目的）

この基本要綱（以下要綱という）は、国土総合開発法の趣旨に基づいて国土の総合的な利用ならびに開発をはかるため、工業の適正配置を促進し、あわせて雇用の拡大と地域的な経済力の不均衡の是正に資することを目的とする。

二（定義）

(1) この要綱において、工業開発地域とは、国民経済的見地から工業的発展が望ましいと考えられる地域をいう。

(2) この要綱において、工業制限地域とは、国民経済的見地から工業化を抑制することが望ましいと考えられる地域をいう。

2、オ九項の規定による指定があつた際にその小売市場規制地区において小売市場とする目的をもつて建物を新設し、若しくは小売市場の床面積を増加し、又は建物の用途を変更してこれを小売市場とする行為に着手している者については、その者は、オ十項の許可を受けたものとみなす。

3、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
オ十二条オ三項を次のように改める。

4、組合は、組合員の利用に支障がない限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利利用分量の総額がその事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一に達するまでは、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。

（3）この措置において、工業立地整備事業と

は、工業立地条件を整備する目的をもつて、工業用の土地、水、エネルギー、輸送、道路、住宅等に関する施設を整備（建設及び改修を含む）する事業または既存のものの改修等を行う事業をいう。

三（工業適正配置審議会）

(1) 工業適正配置計画の作成に必要な左の事項を調査審議するため、總理府に工業適正配置計画審議会（以下審議会などいう）を設けるものとする。

1、工業立地整備事業の基準となるべき事項
2、国土総合開発計画との関係において考慮す

べき事項

3、多発的失業地帯に対する工場誘致に関する事項

項目の事業に対しては、開銀等を通じ融資を行うものとする。(融資順位、利子率等について優遇措置)

4、工業開発地域および工業制限地域の指定に関する事項

5、工業適正配置計画の実施に伴う資金及び資材に関する事項

6、その他工業適正配置計画の作成上必要な事項

(2) 前記の計画の策定にあたつては特に左に掲げる事項について調査する。

1、工業用地(農地利用との調整、遊休土地の活用、埋立等による用地の造成)

2、工業用水

3、輸送(原材料の取得および生産品の市場関係)

(3) 番議会の委員長は内閣総理大臣、委員若干名は関係各省庁の長、学識経験者、国会議員、関係都道府県知事等より構成し、幹事若干名を置くものとする。

四(地域の指定)

内閣総理大臣は番議会の答申に基き、それぞれ工業開発地域及び工業制限地域を指定するものとする。

五(工業開発地域に関する助成)
工業開発地域に対する助成策として、次のようないわゆるものを行うものとする。

(1) 工業開発地域内において地方自治体等が行う工業立地条件整備の事業に対しては、一般の公共事業に対すると同時またはそれ以上の国庫補助を与えるものとする。

(2) 工業開発地域内において私企業が行う前

項目の事業に対しては、開銀等を通じ融資を行うものとする。(融資順位、利子率等について優遇措置)

(3) 開発地域内に新たに工場を建設し、または既存の工場を拡張しようとするものに対しては、次のような保護助成を行うものとする。

イ、一定期間内の固定資産税、事業税等の減免付等につき、当該地方自治体が工場誘致条例等により地方税の減免をしている場合においても不利な取扱を受けないよう措置する。ロ、融資についての優遇措置(優先順位、利子率等)

六(工業制限地域に対する規制)

工業制限地域内において工業立地条件整備事業を行おうとするものは、主務大臣の許可を要するものとする。

七(整備事業を行ふ機関)

要すれば、工業開発地域において工業立地条件整備事業を行うことを目的とする事業団(特殊法人)を設立することを考慮するものとする。

八(他の法令との関係)

この要綱の実施に当つては、国土総合開発法、北海道開発法、東北開発促進法、首都圏整備法、都市計画法、農地法、電源開発促進法、多目的ダム法、公有水面理立法、港湾法、道路整備特別措置法等の関連法規との調整を考慮するものとする。

才六、雇用基本法要綱草案

(一九五八・一一・三)

才一、(雇用に関する政府の責務)

政府は、憲法才二十七条の精神に基づき、労働の意志と能力を有するすべての国民に対し、健全な雇用の機会を与え、もつて完全雇用の実現に努めなければならない。

才二、(基本計画の決定)

1、内閣総理大臣は、雇用審議会の議を経て、雇用に関する基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2、内閣総理大臣は、雇用の基本的条件が変動したときその他必要があると認めるときは、前項の基本計画(以下基本計画といふ。)の改正案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3、基本計画においては、完全雇用の達成及び維持のためとするべき政府の基本方策を明かにするものとし少くとも左の事項を含むべきものとする。

『完全雇用規準の設定
二、人口計画、労働力人口計画
三、目標とすべき雇用構造の大綱の決定
四、不完全就業改善対策
五、失業者の再就業対策及び救済対策
六、新規労働力の就業及びその安定化に対する対策
七、労働力の地域的配分に関する計画
八、雇用効果からみて育成すべき産業の決定
九、(年度計画の決定)

1、内閣総理大臣は、毎年、事業年度開始前ま

でに、当該年度の雇用に関する計画案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2、内閣総理大臣は、前項の雇用に関する計画(以下年度計画といふ。)案を作成するにあたつては、あらかじめ当該計画案を雇用審議会に諮問しなければならない。

3、内閣総理大臣は、必要ありと認めるときは年度計画の改正案を作成し、閣議の決定を求めることができる。この場合においては前項の規定を準用する。

4、年度計画は、当該年度においてとするべき雇用に関する計画の大綱を明らかにするものとし、少くとも左の事項を含むべきものとする。
『産業別、従業上の地位別の就業者数

二、民間上における雇用者数

三、政府地方公共団体における雇用数
四、許容し得る失業者数の限度
五、確保すべき労働条件の水準

六、年度計画達成のためとするべき主要な雇用に関する施策

才四、(雇用現状報告書の提出)

1、政府は、毎年予算案の提出に際し、雇用の現状に関する報告書を国会に提出しなければならない。
2、前項の報告書は、おおむね左の事項が記載されていなければならない。
一、労働力の状態、産業別及び従業上の地位別の就業状態、不完全就業の状態、失業の状態、その他の雇用の現状及び過去一年間における

変動の概況

二、経済政策及び経済の変動の雇用に及ぼした影響

三、過去一ヶ月において雇用失業に関する政府のとつた主な対策

オ五、(雇用に關係のある法律案又は施策の取扱)

雇用に失業相当の關係のある法律案を閣議に提出

提出しようとするとき、または雇用失業の状況に相当の影響を及ぼすと認められる施策を実施しようとするときは、主務大臣は、あらかじめ雇用審議会に諮詢しなければならない。

オ五の二、(公共調達のための発注の取扱)

関係主務大臣は政令で定める物資の調達のため発注しようとするときは、雇用情勢を考慮し、年次計画を定め、その実施にあたつては、雇用量の安定化に寄与するよう配慮しなければならない。

前項の年次計画の決定にあたつては、雇用審議会の意見を聞かなければならない。

オ六、(特別失業地域に対する施策)

1、内閣は必要に応じ労働大臣が提出する案に基き、政令で、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域のうち、その失業の実態にかんがみ国がその対策について特に配慮する必要のある地域(以下特別失業地域という。)を指定するものとする。

2、労働大臣は、前項の政令案を作成するに当つては、あらかじめ、雇用審議会の意見を求めなければならない。

3、政府は、特別失業地域における雇用機会を増大し、失業者の解消を図るため総合的対策を樹立し、これを実施するため法律の制定そ

の他必要な措置をとらなければならない。

4、前項の綜合的対策の樹立に際しては、関係

主務大臣はその所管に属する当該対策に関し、あらかじめその区域に特別失業区域が有する都道府県の意見を求めるなければならない。

オ七、(工業地帯の造成、設定及び政府施設の設置に際しての取扱)

政府は工業地帯の造成若しくは設定又は政府施設の設置を決定するに当つては、雇用審議会の意見を聞かなければならない。

オ八、(身体傷害者の雇用機会の促進)

政府は、労働の能力を有する身体傷害者に対する雇用の機会を確保し、かつその身体的条件に適合した就業ができるよう、法律の制定その他の必要な措置をとらなければならない。

オ九、(総理府雇用局)

1、総理府に雇用局を置く

2、雇用局の分掌事務は次の通りとする

一、雇用構造に関する調査研究

二、基本計画の樹立

三、年度計画の樹立

四、各省にわたる雇用失業対策の調整

オ十、(雇用審議会)

1、総理府に附屬機関として雇用審議会を置く。

2、雇用審議会は、この法律でその権限に属せしめられた事務を行う外雇用失業問題に関する関係各省大臣に対して意見を具申することができる。

雇用審議会の組織(省略)

雇用審議会の庶務は雇用局において処理する。

才七、農業基本法要綱草案（一九五九・一・一六）

一 目 的

この法律は日本農業の生産力を飛躍的に引き上げ、国民に必要な食糧及び原料の自給を確保し、以て国民经济の発展を促進するとともに、農民の所得及び生活水準を高め、その社会的地位を向上させることを目的とする。

二 国の責任

国は前号の目的を達成するため農業政策及び財政・金融・貿易・価格・租税など各般に

わたり農業に対する特別な保護助成策を講じなければならぬ。

三 農業計画

1、国は農業の速かな発展のため、長期の農業計画を樹立し、その計画に従つて毎年の政策及び財政措置を実行しなければならない。

2、前項の計画には土地開発利用計画、農産物需給計画、農業の経営及び技術の改善計画、就業人口の配置計画及び必要な財政金融計画を含むものとする。

3、政府は才一項の長期計画の外、毎年前年度の農業報告書及び毎年の農業政策要綱を作成しそれを国会に提出しなければならない。

四 土地の所有と利用

1、国土は国民に与えられた天然の資源として、公共の利益に合致するように最高度に利用しなければならない。

2、国は土地資源の開発と土地利用の高度化の

ため、速かに地籍、利用現況、土地分類等の実測調査を行い、その利用区分を設定しなけ

ればならない。

3、国は土地資源の利用が前二項の原則に附わない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な制限を加えることができる。

五 農 地

農地は耕作する農民に所有せしめることを原則とする。未解放の小作地は漸次耕作者の所有に移すものとする。

六 林 野

1、国有林のうち農用林・採草地・開墾可能地として利用すべきものは、地元農民の共同利用を条件として生産協同組合に解放する。

2、所有者が国民経済上適切な管理を行つていない山林・可耕未墾地・牧野適地は国が買収し、利用権の設定を行うことができる。

3、解放地は利用者の組合による利用管理を原則とし、個人には分割しないものとする。

七 土地改良等の事業

1、国は利用区分の決定した地区の農地の集團化、土地改良、牧野改良、開墾等の事業を優先的に行い、特に一定規模以上の事業は国が機械力を用いてこれを施行、推進する。

2、現に施行中の土地改良、開拓等の事業のうち、国営に関連するものは、国の直轄に移すと共に、県営、団体営については国の助成を強化し、長期低利の資金を確保し、速かに完成しなければならない。

3、天災による公共施設の災害復旧は原則として国費で行うものとし、鉱害、塩害等の特殊

災害についても適切な復旧対策を講じなければならない。

八、畑地及び草地農業の振興等

1、国は日本農業の後進性を克服するため、特に畑地農業、草地農業の振興に努め、畑地かんがい、土改良、土地の保全、機械力、畜力の導入など総合的に振興対策をとらなければならない。

2、寒冷地、災害常襲地帯、特殊土地帯等の低位生産地域の農業振興についても、特別の対策を講ずるものとする。

九、林業の近代化

国は国土調査に基く土地利用区分により、林業と農畜産業との調整をはかり、国有、公有、私有の山林を通じ、総合的且つ計画的に林業の近代化に努め、奥地林の開発利用、計画造林の推進、清英樹種の導入、優良苗木の供給、木材消費の合理化等林業の振興に努めなければならない。

十、當農の協同化、近代化の促進

1、国及び地方公共団体は、農民の協同組織を強化し、當農の機械化、有畜化を促進するものとする。

十一、綜合農業協同組合の下に、生産面の協同化

として生産協同組合をつくり、これに共同事業及び施設の助成、機械の貸与、低利資金の貸付及び税制上の特典を与えるなど育成するものとする。

十二、綜合農業協同組合はその規模を適正化し、

内容を強化し、農林畜産加工、倉庫、市場の設置などの事業を活発に行わせる。

十三、試験研究機関の拡充と指導体制

農林畜産業に関する試験研究施設を充実し、

指導普及事業と研究機関の連携を密にし、また各地に農業センターを設け、指導普及に当るものとする。

十四、価格安定と流通の合理化

1、米麦の主食管理制度の維持、甘しよ、馬鈴しよ、でん粉、なたね、大豆、蚕糸等の価格支持制度を強化すると共に、牛乳及び乳製品、木炭などの価格支持制度を設け、また葉たばこ価格については耕作者組合に団体交渉権を与える等、生産費を償う農産物価格の安定をはかる。

2、日本農業と競合する農産物の輸入を制限すると共に、必要な関税政策をとり国内農業を保護するものとする。

3、砂糖は菜糖及びでん粉工業の振興をはかるため、国の管理を強め専売制に移す。

4、農業協同組合の共販体制の強化、市場、加工施設、共同出荷事業の拡充を行い農産物流通機構の合理化をはかるものとする。

5、勤労階層の所得水準を高めることにより、国民食糧消費構造を高度化し、農産物の国内需要を増大するとともに、輸出農産物の市場拡大についても積極的にこれを開拓する。

十五、農業資材の管理

国は電力、化学肥料、農薬を管理し、その価格を引下げ、輸入飼料を管理し、小麦加工ふすまは国が実需者団体を通じて配給するなどの措置をとるものとする。

十六、租税公課各種負担金の軽減

家族従事者の所得控除、固定資産税の軽減、消防、道路、学校、部落会等の税外負担を軽減するものとする。

十七、農林金融

国は農林業に対する財政投資を増加し、利子引下げに努め、また農林中金、農業信用組合連合会、単位農業協同組合等の余裕金を活用し、長期低利の投資資金を確保するものとする。また開拓者営農資金など、農家負債については償還の延期を行いその整理を行うものとする。

十六 農業災害補償制度の改善

農業共済事業はこれを公當化し、事務費賦課金は国が負担する等、国家補償を強化するものとする。

十七 農政機構の改革

1、中央集権主義を是正し、農政の一部を都道府県から市町村に移し、市町村と農業団体との協力関係を密接にし、地方の自主性を強める。

二、土地の開発行政を一体化するため、農林省、建設省、経済企画庁等の調整を図り国土の開発建設行政は国土開発省に統合する。

3、国及び地方公共団体は土地水利の利用計画の作成、農業の集団化、農村の生活文化の向上を民主的に推進するため、地区の農民組織農業団体、青年婦人組織等による協議機関を設け、地域住民の自主的な創意と建設意欲を昂揚しなければならない。

十八 農民の権利

農民組合法を制定し、農民の團結権、団体交渉権等の諸権利の擁護と地位の向上のための自主的な組織を育成するものとする。

十九 農村の社会福祉と文化の向上

1、農村部落の集団化を進め、道路交通、電気通信、水道、放送等の施設を整備し、都市と農村の差別を解消するものとする。

2、他の労働階層と同じく、年金制度、健康保険制度等農民に対する社会保障制度を完備する。

3、農村の不良老、住宅改善のため助成及び融資の措置を講じ、農村住宅文化の近代化を行ふ。

4、学校、公民館、図書館、体育施設及び保健医療施設、保育所、老人ホーム、娯楽施設等を拡充する。

二六 附 則

本法に定める基本原則を実現するため、現行の農業関係法規は必要な改廃を行い、また新に立法措置をとるものとする。

農業基本法要綱案説明

一 農業基本法作成の趣旨

イ、党の綱領、農林政策、農民運動要綱に含まれる農業政策を要約し、抽象的な部分を明確にし、体系化しようとするものである。

ロ、党は来るべき社会党政権の下で実行する諸政策のプログラムを確立し、農業についても社会主義実現までの過程を明らかにする必要がある。農業基本法はその長期的プランの一部をなすものであり、また一方保守政権下の農民の生活を守る党活動の指針をなすものである。

ハ、農業基本法は農民に対し獲得すべき政治目標を設定し、農民の政治意識を高め農民団体、農業団体の運動の方向を指導し党の影響力を強化せんとするものである。

二、農業の発展を阻む原因

イ、農民 取による劣悪な生産条件

農業生産力の向上と農民生活の改善を阻む、土地、水利、道路その他農業施設の悪条件をつくり出したものは神武以来の歴代支配層の取の結果である。明治維新後に於ても、農業は地主制の下で収奪され、近代産業育成の犠牲となり、屢次の帝国主義戦争は農村の人的、物的資源を荒廃せしめた。

従つて、農業の発展を阻む、これら憑条件を改善することは国の当然の責任である。

四、独占資本下の農業の衰退

終戦後、一時弱体化した独占資本は、一方では農地改革を行ひながら他方でよ、重税と

低米価供出を以て農民を収奪し、戦前の体勢に立直つた現在は再びあらゆる面から農業に圧迫を加えている。

オ一は、高い農業資材と安い農産物との価格差と不合理な流通過程によつて、オ二は低賃銀政策により労働者收入を抑え食料消費構造の高度化を妨げ、農産物消費の頭打ちをして居り、オ三には大企業の合理化、近代化の結果雇用吸収力を停滞させ、失業者、半失業者を増大し、極大な農村滞留人口の負担を農業にかぶせ、その他安い外国食料の輸入など独占資本主義の下では、日本農業は零細な家族経営のまま、衰退の途を辿るのみである。

八、独占資本と結ぶ保守党の農政

保守党は表面農業保護政策を装いながら、自己の選挙基盤培養のためのギマン政策に終始し、独占資本に奉仕するための農民支配体制を強化しつつある。

1、山林原野の解放を怠り、農用地の拡大を妨げている。不徹底な開拓政策を放任し、未墾地の利用をせん延し山林原野の実測調査すら

実行しようとしない。これは保守党が独占資本、山林地主の利益を守る当然の結果である。

2、農民の生産協同化に熱意を有たず、零細な独立自営農民のまま、農民の团结と協力を妨げている。また農協その他農業団体を濫設し、農民の力を分散弱化する政策をとつてゐる。

3、食糧不足の緩和に伴い、保護政策を後退させ、農林予算を年々減少せしめている。
4、無数の補助金政策によつて、農民を乞食化し、政治ボスと官僚の支配体制をつくりあげ、地方の自主性を窒息させ、農業の発展を抑制している。

三、農業基本法の目標

以上の見地に立つて社会党の農政の基本目標は次の通りとなろう。

イ、日本農業の劃期的発展を実現する。

- 1、永い農民 取の結果立ちおくれてゐる生産諸条件は国の責任で計画的に改善する。
 - 2、農業の発展を妨げてゐる諸原因をとり除くため、山林原野等土地利用を高度化し、農用地を拡大する。また、農地改革の成果を確保する。
 - 3、食料の自給体制の確立と農産物輸出を図る。
 - 4、農林業試験研究の拡充と指導体制を改善し、機械化、畜産化を進める。
 - 5、官僚的行政機構を改革し、地方団体、農業団体の自主性を強め、補助金制度を改善する。
 - ロ、農家の經營を安定させ農民の社会的、經濟的地位を向上させる。
- 1、零細農の解消は、a、農用地の拡大 b、生産協同化の促進 c、農林産加工の育成と工農分散による地方産業の振興 d、農業所得の向上等によつて行う。

2、農産物価格安定制度を強化すると共に、肥料、農薬、飼料等の農業資材は国家管理とし安価な供給を確保する。また災害補償制度を完備する。

八、雇用問題の解消をはかる。

以上の農地の拡大、協同化の促進とともに、別に工業の地方分散化計画（工業配置法）、

地方資源の利用による鉱工業振興等、産業拡大計画によつて農村の余剰人口を吸収する。

二、農村の生活と文化を向上し、都市農村の差別を解消する。これがため、農村地域計画、農地と聚落の集団化、家屋の近代化、交通網の整備等を行う。

